

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

### 1 日時

平成24年10月17日(水)午後2時～午後4時5分

### 2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

### 3 主催者

福岡地方裁判所小倉支部

### 4 参加者

裁判員経験者6人

福岡地方裁判所小倉支部裁判官 平 島 正 道(第1刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁小倉支部検察官 横 山 亞希子

福岡県弁護士会北九州部会所属弁護士 阿 野 寛 之

福岡地方裁判所小倉支部裁判官 大 泉 一 夫(第2刑事部部総括判事)

(司会)

### 5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

## 第1 意見交換会

### 1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：進行役は第二刑事部で裁判長を務めている，私，大泉にさせていただきます。予定といたしましては，最初，約1時間半をめぐりに意見交換を行い，その後10分間ぐらい休憩をとって，その後の約20分で報道機関の方からの質問，それに対する応答ということをやりたいと思います。では，内容に入りますが，ここに来ていただきました裁判員経験者の方は，去年の6月から今年の7月までに，福岡地方裁判所小倉支部で行われた裁判員裁判に裁判員として参加してくださった方々です。皆様には，裁判員裁判の際に大変貴重な御意見を出していただいて感謝しておりますが，再び裁判所にお越しいただいて，裁判員を務めた経験に基づいて，裁判員裁判の実態を今後，裁判員になられる方，その他，大げさにいえば広く国民の方々に知っていただくために，率直な感想・御意見等を話していただければと思います。最初，20分程度，裁判員を経験しての全般的な，全般的な感想や印象について話して御自由に御発言していただければと思います。

経験者4：私は，10月にあった事件，経験させてもらいまして，裁判員になったときに，本当に自分はこんな選ばれたくないなというのが正直のところありました。ただ，社内的にも会社的にもこういった裁判員裁判というのは非常に重要な社会人としての責務であるというのが，我々の会社のところがありまして，では参

加しようということで参加しまして、その場に立ったんですけども、正直言って、一般的な刑事事件というか報道を聞いてると、やはり被害者側に立ってやっぱりいろいろ考えてしまって、それにあと量刑が、この人こんなだったらもっと重いんじゃないのかな、こんなに軽いのかなとか、いろいろとそういうことを考えてたところが、今回、裁判員裁判で経験して、被害者としての立場とか、加害者としての立場というのが、両方を見ていくうちに、裁判というものは一人の人を裁くということの重さとか責任というものをひどく感じまして、量刑が決まったときも決まるときもそうなんですけど、本当これで良かったのかな。それで、加害者がこれで納得してくれるかなと。逆に、被害者がこれで本当に、もっと罪を重くしてほしいんじゃないのかなとか、いろいろとやっぱり考えて、ちょうどそのときも大泉裁判長だったんですけども、我々のときに被害者の方とか加害者の両方の顔をちょっと見て、すごく自分の中で本当に悩んで、これで決まったときというのは、ほっとする反面、ちょっと非常に不安があって、ちょっと何日間かちょっと悩んだときがあったような感じは受けました。これがちょっと感想なんですけど。

司会者：貴重な意見ありがとうございました。それで、ほかの方もどうぞ。

経験者1：私も去年の6月に体験しました。今思い出すと、悩んだとおっしゃってましたんですけど、私たちの場合は、みんなで一生懸命考えて、出し尽くしたというんですか、考えて考えて考えて、夜、家に帰っても考えて、その辺の判決を裁判長さんが言い渡してくれて、十分なことを出し尽くした気はしました。私、素人ですけども、私たちなりに考えて、みんなで議論を尽くして、

もちろんほっとしたというのもあるんですけども、出し尽くしたという感じがしたので、後悔することは余りなかったですね。

司会者：1番の方の事件は放火事件で、被告人が自分は犯人じゃないと言っていた事件ですね。

経験者1：ええ。否定はしていたんですけども、他にもう考えようがないと。みんなで資料を見たり、随分ビデオとか、裁判所の中があんなふうになってるとは知らなかったんですね。マンションの中の地図のこととか、とても大きな画面でも出ますし、手前の小さな画面に出るし、納得いくように説明というか、分かるように説明してくれるし、弁護士さんの方も検察官の方も、時間は十分とってくださるし、そして部屋でも十分、裁判長さん、弁護士さん、みんなに集まって話をして、議論を尽くしましたので、私たちのは5回しましたですかね。

司会者：初めから判決まで1週間かかりました。

経験者1：かかりましたですね。

司会者：どうぞ、2番の方ですね。

経験者2：私、裁判員というのは、一般の人が、私自身もそうだったんですけど、大変難しい仕事と思ってました。多分、法律とかある程度のそういう知識がないとできんのじゃないかと。だけど、実際経験してみても、一般のある程度の常識さえ持っておれば、一般の人でもできるんじゃないかと。法廷なんかへ入った経験もないですから、そういう経験するためにも、裁判員候補になった方は、ぜひ進んでなってほしいと思うんです。私は、従業員にもそういうことを説明しました。裁判員になったら、会社はちゃんと面倒見てやるから、ぜひ参加せえと。それと、先ほど4番の方がおっしゃったように、裁判官の方、私、最初、堅物

かと思ってました。だけど、意外と皆さんやわらかくて、非常に世間のことをよく知っていると。びっくりしたというか、本当、感心しました。

司会者：2番の方、特に我々にごますってるわけではないと思いますが、特に、皆さんに裁判員になるように勧めてくれてるというのは、非常にうれしいことですね。ありがとうございます。

経験者5：経験者の5番です。私、正確に言いますと、今年の1月10日から3日間、裁判員に参加しました。その前段に、まず説明会がありました。8日だと思います。今、お二人の話のとおり、裁判所というのは堅苦しいところで困ったもんだなと、初めて案内状を見た瞬間、駐車場はありませんから公共機関と書いてあるもんで、私も遅れたらいかんということで考えて、小倉の駅に着いてタクシーで行きました。初めは、歩こうと思ったら大分時間がかかりそうだとということでタクシーで来たところが、拘置所のほうにとまりまして、やっと表門に来たということで、裁判所は非常にやっぱり難しいところだなと思いながら、まず考えておったのが、うちの家内が「お父さん、いよいよ何か当たったようなもんやね」って言って冷やかすもんですから、じゃあ我が家の10大ニュースの一つやな、今年は。もうぼつぼつ年末になるもんですから、いろいろ冗談言っていましたけど、非常にやってみればやってみるほど、本当に法的な問題は、身近なものになるということだけは分かりました。私も地方の自治会の会長を今、8年ばかりやっておるんですが、老人会とか子供会、それから婦人会、青年会と、そういう会のときに、特に老人会には非常に理解者が多いもんですから、老人会の日に私が欠席した。その欠席した日の理由は、裁判員の参加のため

と書いておったもんですから、みんなが私に聞くんですよ、「会長、どうやったな、どうやったな」って。じゃあ次回の老人会のときに説明するよということで説明しました。これは、守秘義務とかそんなことはありません。非常に内容の流れの大きな問題点を話す良い機会でした。非常に勉強になりました。以上です。

司会者：どうもありがとうございます。皆さんは、よく裁判員のことについて経験後、自分の活動にかかわる範囲でまた宣伝していただいて、どうもありがとうございます。ほかの方、どうぞ。

経験者3：裁判員経験者の3番です。私も、まず当たるとは思っていなかったので、最高裁から通知が来たのにまず驚きました。そして、去年のちょうど10月、丸1年前に経験させていただいたんですけども、知的障害の方の事案だったもので、裁判官の方も、検察官の方も、御本人さんに合わせた対応で裁判が進められたことは非常に、テレビで見てたのとは違って、こういうふうな配慮がある中で裁判は行われるんだというのに、まず感心いたしました。今回、この意見交換会が、私が思ってたものとは全然違って、ちょっとびっくりしてるというか、腰が引けてるところがあるんですけども、同じ職場にも、また今年、候補者に当たっている方がいて、その方も、ぜひ当たったら行こうと言われてたので、こうして普通の素人の方が裁判に関心を持つというこの制度自体、良かったのではないかなと感じています。ただ、やはり答えがあるものではないので、1年経ってみましたが、本当に良かったのかな、悪かったのかなというのと、その方がそれ以降どういう人生を歩まれているのかなというのは、もちろん知ることはできませんけど、こういう機会を改め

て持たせていただくと、皆さんで議論したことが、本当に良かったのか、悪かったのかなという。ただ、一言最後に、裁判官の方が、良い結果が出たと思いますというお言葉が、皆さんで議論した後にあったのが、何か少し安堵できたのかなという感じがいたしました。

司会者：どうもありがとうございます。3番の方、裁判の審理を通じて、だんだんと内容が分かっていく感じはありましたか。

経験者3：はい。

司会者：あと、発言されてない方。6番の方。

経験者6：私は、7月に参加させていただきまして、最初、御案内が去年の11月ぐらいに来て、それから何回か立派なパンフレットとか届いたりして、そのときの最初の印象が、これだけの立派な資料とかパンフレットを大勢の方に一斉に送っているということもあって、また段階を経て人数も絞られていくんでしょうけれども、とても内容的には、初めてこういう機会に触れる者でも分かりやすく説明してあって、すごく堅苦しく考えてたけど、こういう感じだったら、全然だれでも参加できるんだなという印象を受けたんですね。ただ、それと同時に、こんなに丁寧な資料をみんなに送っているということは、相当な費用がかかっているんだろうなと、そっちのほうがちよっと気になったりして、そういうこともあったんですが、あとずっと選任され、裁判に参加して終了するまでの期間、その段階に応じていろんなところでは守秘義務というのがあると思うんですが、候補者に選ばれたことは絶対公開しないでくださいとか、インターネットとかで名前を出しちゃいけませんとか、友人に限ってとか上司の方へはいいですけど。だから、そういうのがちょっとずつ

注意があるんですが、実際に協議の内容は話してはいけませんとか、いろいろその段階で守秘義務みたいなのがあって、その辺のところは私自身は何かちょっと曖昧で分かりづらいなという感じがしたんですね。それで、実際の裁判が終わってしまって翌朝新聞に自分が参加した裁判の判決見ると、裁判員裁判の判決が出たのがちょろっと出てるんですけど、それを読むと、自分たちが、私の場合は3日間でしたけど、その機会にみんな一生懸命考えてやってきたことがちょろちょろと出まして、その背景にはいろんな原告の方、被告の方、あと裁判官の方、裁判員の方出ましたんですけど、いろんな方のいろんな思いというか、ことが込められてて、その内容が出てるんですけども、それを見たときに、何かちょっと。日ごろそういうニュースとか新聞とかでは、あ、そうなんだみたいな、ただ受け取ってますけども、その裏にはいろんな大変な事実があるんだなということがすごく実感できたという、良い経験をしたなと思いました。

司会者：大体、皆さんの御意見お聞きしますと、裁判員に参加しておおむね良かったという御意見のようであります。心配しててもできるだけ困らないようになってるということだろうとは思いますが。ただ、指摘のあった守秘義務とかその他、何か良いことと悪いことの境界がちょっと曖昧だというところが若干問題になるところでしょうか。

経験者6：問題というのは、私の理解の仕方が足りなかったのかなというのもあるんですが、3日間来ている中でも評議の内容については一切答えてはいけませんという感じでは最初からおっしゃられてたので良いんですが、やっぱりそういうのに参加したら、人



間だから、誰かに話したいという気持ちが常々必ずどこかにあると思うんですね。先週だったか、朝日新聞のところですけども、裁判員裁判に参加した方の、何かその後どうしたら良いのかみたいな、そういうメッセージが載ってる記事を拝見しまして、私が参加した裁判の場合は、そういう大変なというあれではなかったんですけど、やっぱり殺人事件とかもっと重大な事件になってくると、そういうアフターフォローというんですか、裁判員裁判に参加しました、はい、これで終わりみたいなんじゃないくて、その後、何かあったほうが良いのかなという意見があるというのもちょっと気になりました。

## 2 選任手続，審理

司会者：よく分かりました。そういうところについて、裁判官、あるいは裁判所のスタッフもできるだけ気をつけたいと思います。それでは、全体的なところは一応このくらいにしまして、裁判員裁判の各段階に従って話をしていこうと思います。最初は、選任手続について、何か感じたこととかあれば結構です。さらに、選任のところについて特になかったら、審理で検察官、弁護人の冒頭陳述やら、あるいは証拠調べ関係で何か教えたことがあれば、言っていただければと思いますが、いかがですか。

経験者4：強姦致傷という事例だったんですけど、検察官の冒頭陳述とか証拠の内容とかを聞いていると、非常にリアルで、こんなになるとかなり引いてしまうなという感じの、結構そういった時間軸で細かくされて、我々に、自分がそこにいるような状況を推察というか作ってくれるような形をやってくれて、分かりやすかったんですけど、ただ、そのあたりは、まだ私は男だったん

で良かったんですけど、女性の場合は、なかなか耐えれないようなところがあるので、そこまで報道というか、言っているのかどうなのかは、聞いてて思ったんですね、僕の場合は。

司会者：4番の方が言われた事件は、性犯罪でかなりわいせつ行為で激しいわいせつ行為があった事件ですので、その点について具体的に詳細な審理、証拠調べとか冒頭陳述等があったんで、それについてよくは分かるけれども、一般的に公開のところでやるのはどうかなというところで心配があると。

経験者4：そのあたりはちょっと感じましたですね。

司会者：なるほど。性犯罪のことで構いませんし、ほかの事件の点でも。

経験者2：私、強制わいせつ致傷罪。

司会者：性犯罪ですね。

経験者2：そのとき、写真が出ますよね、現場写真が。あの事件に関しての写真、別に何ともなかったんですけど、実際、強盗殺人とかいうと生々しい写真が出るような話を聞いてるんですけど、そういうのは裁判員にはどうなんですかね。必要なんですかと、仮に。ちょっとショックを受けるような写真があるということを検討しなくちゃならない。

司会者：若干、司会者である裁判官のほうで説明いたします。人が死んだ事件で、必要があれば死体とか解剖したときの写真、審理の事実認定とか量刑とかにどうしても必要不可欠だと思ったら、そういう写真も見てもらわざるを得なくなるということもあります。ただ、むやみにそういったグロテスクな写真等を使わないように、できるだけ必要不可欠なものに絞るような工夫はしているんですけども、この点についてほかの裁判員経験者の方、あるいは検察官や弁護士の方からでも何かお話あれば。

弁 護 士：写真なんか，出てこないものが，逆にあったかもしれないんですけども，逆に，こういうのは例えば調書とか人の話だけでなく，あるいは地図とかそういうものだけでなく，実際にその写真とかを見てみたいとお感じになったことがあれば，お話しただければと思うんですが，いかがですか。

司 会 者：逆に，そういった証拠がもっとあるんじゃないかと，見たいということですか。

弁 護 士：そうです。

司 会 者：そういうふうに思われる。

経験者4：ないですね。

司 会 者：4番の方はそうは思わない，その事件に関してですよ。

経験者4：逆に，僕は被害者の方があれだけお話をされると，被害者がつらいなと。加害者の側より被害者の側が，地名とかは分からないようになってますけど，分かる人には分かると思うので，そうなったときになかなか被害者側にとってつらい思いがあるなと。感じたのは，そっちなんですね，加害者というよりは。

司 会 者：殺人とか人が死んだ事件の関係で何か。

裁 判 官：3番の方が担当されたのは，多分，私が担当した殺人の事件だったんですが，そういう写真は一切なかったんですが，それは審理の上で必要がないということで証拠調べしなかったんですけども，どうだったか。あったほうが良かったのか，別になくても何も違和感がなかったのか，そのあたりいかがだったでしょうか。

経験者3：写真がなかったのは，1年前ですけども，確かに覚えています。そういう写真があると，確かに分かりやすいということはあったのかもしれないんですけど，そういうものを見慣れている人

間ではない場合は、逆に見たら、じっくり見るというのがあっても、多分目を伏せただろうなという気がしましたので、必要があったかなかったかと言われると、余り必要性は感じませんでした。ただ、検察官の方も、そして弁護士の方も、資料を、一般の裁判は知らないんですけれども、かなり分かりやすく要点を突いた形でまとめてくださって印象は受けました。膨大な資料というよりは、判断に必要だろうと思われるようなものを限定して、セレクトして下さったのかなと。準備には相当、この裁判員裁判に関して、普通の裁判よりも何倍も時間をかけて御準備されたんではないかなという印象は持ちました。

司会者：どうもありがとうございました。無理にそういった写真なんかなくても、十分よく分かったということですかね。もう一つ、たしか5番の方も傷害致死で被害者が死んだ事件だったと思うんです。これも写真はなかったですかね。図だけだったんですよね。

経験者5：そうです。写真はありませんでした。

司会者：どう思われました。

経験者5：5番です。実は私、この3日間の間で審理するのに被告人と証人の供述があるんですが、それを聞きながら、これは純然たる素人ですから、被告人が非常に弁が爽やかと、流暢ですかね。あと、立て板にという感じでばんばんとまくし立ててるものですから、この被告人は反省余りしてないなという気持ちをちょっと持ちながら、今度は被害者の供述なんですね。非常に要領を得ないものですから、マイクを近く持っていかないと分からないという状態で、私も耳を当てて聞いたんですが、非常に対照的でしたので、むしろこの被害者を何とか助け

てやらないかなという気持ちがあったのは事実でありまして、通称、判官びいきかなと思って反省しております。そういう実態を入れて、非常に複雑な心境で立ち合わせてもらいました。一応、実のおばあちゃんですけども、実際は亡くなったのは。その辺の家族構成あたりの供述あたりといった、頭が非常に整理ができませんでした。そちらの立場になれば、立場で全部変わるんだなと思いながら、複雑な3日間でした。以上でございます。

司会者：今、5番の方が言われた事件は、傷害致死の被害者は亡くなっているんですが、一緒にいたもう一人の傷害のほうの被害者、こちらの方は法廷で証言されましたが、確かに今あったように、非常にしゃべるのが不得意な方で分かりにくかったらうなとは思いますが。そのほか、例えば検察官、弁護人の主張、冒頭陳述とか論告、あるいは証拠調べなんかで、どうぞ。

検察官：検察官からちょっと1点申し上げられればと思います。先ほど、写真とか、あるいは性犯罪の被害の実態のお話というのは、裁判員の方々の御経験を聞くと、確かに強烈なところがあると私も感じる所です。私自身も当然、女性ですから、被害の話を実際聞いたりするときには、とても胸が痛い思いをしますし、御本人、涙ながらに話していただいたことを調書というかたちにまとめているものもでございます。写真にいたっては、御遺体の写真については、もう言葉を発することができない、そういう状態というところもあって、いたずらに不安をあおり立てるとか、事件を残忍に見せるとか、例えば裁判で写真を調べる場合も、そういった趣旨ではしていませんし、被害の実態、性犯罪の実態についても、そういったところはあるんです。実際に

あったこと以上に、御本人に話してもらおうということは当然ありませんので、その実態があるということを受けとめていただくのも、なかなか難しいところがあるのかなと、今、お話聞いていて感じたところです。

司会者：審理に際して、そういった写真の使用、あるいは性犯罪についての被害者の話の内容という問題は、非常に重要なもので、皆さんの意見のとおりだと思いますが、それ以外の点で、冒頭陳述だとか論告、弁論等で分かりやすいか分かりにくいかという問題、あるいは、証拠調べで分かりやすい証拠調べとか、そういう問題点について何か御意見ありますか。

経験者1：何か、私の場合はとっても弁護士の方と検察官の方が、資料がきちんと作っててくれて、とても分かりやすかったです。それだけ素人にも分かるような資料を作ってくださったので、先ほど随分時間かけられたらうって話がありましたけど、本当に伝わってきました。よく分かりましたので。

司会者：その資料というのは、例えば冒頭陳述でどういう事実があったかというのを。

経験者1：それと、マンションの中の地図と、どこをどんなふうにして行って、放火だったですからね、どこから入って、入り口の監視カメラの写真の引用とかありましたね。こう入って、ここから入ったとか。行くときは、行くときは誰かにくっついて行って、帰りは階段から出ていったとか、何かそんな話だったんですよ。だから、何かやっぱり現場が目にとるように分かりましたですね。だから、とりあえず、事件は余り残忍なことではなかったんですけども、時間の経過に応じて火が、放火して発火した時間と、犯人が捕まった時間とが違っていたんですよ、

たしか。それで、時間の流れがはっきり分かっていないと、きちんと話の流れがつかめないと、その人が犯人だという。というのは、犯人が。犯人と言ったらいけん、被告人が否定していたものですから、きちんと流れがはっきりつかめ、みんなが分かっていないことには、この人は犯人であるのではないか、犯人であるという特定ができなくてですね。だから、資料としてはよく分かったので、判断する材料というのが基礎にもなりましたですね。

司会者：被告人がどういうことをしたかを、時間を追ってきれいに経過を整理して、さらに、現場についてもこうなっていると、図面などを用いて説明していると。それに応じた証拠が順番に出てきたから、分かりやすかったと、こういうことですか。

経験者1：はい。携帯電話のメールの跡とかも随分証拠になってましたですね、やりとりとかがですね。

司会者：そうですね。携帯電話での通信記録が証拠に出てて、それも時間的に整理されていたから、よく分かったと、こういうことのようにあります。逆に我々の勉強のためにも、どういうところが悪かったかというのを知りたいんで、こんなところが分かりにくかったとか、こういう証拠があれば良かったのにとかということでも結構です。何かありませんでしょうか。

経験者4：いや、1番の方が話されてたように、時間軸で非常に克明。逆に、鮮明過ぎるくらい鮮明だったので、すごくそのあたりは分かって、そのあたりで全然問題は感じなかったですけど。

司会者：4番の方の事件は、性犯罪だったですね。

経験者4：はい。

裁判官：例えば、分かりにくかった、分かりやすかったということよりも、

皆さん，法廷でじっと座って話を聞くという経験をされたと思いますが，日常生活ではじっと座ってずっと人の話を聞くだけというのは，なかなかないことだと思うんですけど，法廷で皆さんの中にはいろいろな証拠とか供述調書みたいな朗読が長時間続いた方とか，あるいはたくさんの証人を調べた方とかもいらっしゃると思うんですけど，そういうのを聞いてて，たくさんの証人がいて頭が混乱してきたとか，あるいは供述調書の朗読，何か長々と聞いていると，ちょっとついていけなくなったとか，そのあたりはどんな印象だったでしょうか。ほとんど証人尋問ばかりの人もいれば，逆に証人尋問は全然なくて，被告人からしか話を聞いてない人もいらっしゃると思うんですけど，そのあたりの感想はいかがでしょう。

経験者2：私はたしか，証人の方が警察官，たしか1人だったと思うんです。

司会者：2番の方の事件を補足しますと，これも性犯罪が3件ほど，2件か，正式な性犯罪の事件が2件くらいで，そういうことなので供述調書が多かったですね。被害者を法廷へ呼ばないように。

経験者2：それで，弁護士さんも検察官も，よく調べてます，非常にね。だけど，何かどこかで食い違ったような質問やらされているでしょう。だから，それは私はどっちがどうか公平に考えて，分からないことがあるんです。だけど，部屋に戻って裁判官の皆さんとお話しすると理解できるということで，非常に法廷内では私は，どっちがどっちか何かよく分からなかったのが正直な話です。弁護士さんと検察官の話。

司会者：事件について，全然違った見方をしていると。

経験者2：そう，そう，そう。

司会者：どっちを採用するか，法廷じゃ決められなくて。



経験者2：そう。どうしたら違うようなところが出てくるのか分からない。  
事件は一つしかないんですよね。

司会者：まさにそこが裁判の本質ですね。

経験者3：私の分の証人というのは、本当に数少なかったように記憶していますが、ただ一つ、精神鑑定を要するような事案だったので、精神科のドクターが来られて、御本人様、被告人の精神鑑定した結果が、比較的長い時間を御説明がありました。また、そこが一つのポイントになるかなという事案だったもので、逆にそれは医学的知識がある人には分かりやすかった、そこそこつかめたかなと思いましたが、全くそういう知識がない方にそういう専門家の説明、何かこれは説明があったことについては、ちょっと難しかったのかなと。弁護士さんとか裁判官の方は、非常にかみ砕いて御説明だったんですけども、精神科の鑑定をされた先生の内容は、ちょっと難しかったのかなという印象を受けました。

司会者：鑑定とか専門的な知識を使わなければいけない事件について、これはなかなか裁判員の方が理解するのは難しい点もあるだろうと、こういうことでしょうかね。精神鑑定は、もちろんよくあると思います。それから、私が担当した事件で、今日来られてる方の事件で、死体解剖での鑑定が問題となったのがあったと思われるんですけど、5番の方はそうじゃなかったですかね。

経験者5：直接、具体的には分かりませんでした。

司会者：被害者の死因について何か。

経験者5：それがありましたね。非常に判定が難しい判定がございました。  
それは覚えています。

司会者：あれも法医学の先生が話をされたと思うんですが、それは理解で

きたでしょうか。

経験者5：難しかったです。先生が話するまでの感覚と、聞いてみればなるほどとうなずくもんで、頭がちょっと混乱しました。やっぱり、専門的なのが多うございました。だから、我々もテレビの事件の解説で見るよりも詳しいもんですから、専門用語が割と多かったから、多分このことじゃなからうかと想像しながら理解した状況がありました。ちょっと悩みました。

司会者：やっぱり、こういった精神鑑定とか死因についての鑑定、なかなか分かりにくいということなんです。

裁判官：3番の方が担当された殺人の事件は、もともと責任能力、いわゆる心神耗弱のところは争いはなかったんですけども、実際に精神鑑定をやっていたものですから、その辺のことも書面を出してもらわんじゃなくて、実際に説明してもらったほうが分かりやすいんじゃないかと思って来ていただいたんですけども、先ほど言われたように、専門用語が多くて、お医者さんの話がなかなか、私自身もついていけなくて質問したんですけども、そういうところは反省点としてあったかなという感じはいたします。大まかなところは理解していただいたのかは分かりませんが、専門家の、特にお医者さんの場合には、医学用語みたいなのが出てくると難しいなと思いました。

司会者：これからも多分、精神鑑定とか死因の鑑定とかは、あるいは場合によつたらDNA鑑定とか、次々と専門的なものも出てきますので、今後、裁判員の方によく理解できるような証拠調べの仕方、また、我々も、検察官、弁護士の協力も得て、工夫していきたいと思います。貴重な御意見、ありがとうございます。そういった専門的なもの以外の、例えば証人尋問、あるいは調書

の朗読等に関して、何かあれば。例えば、長々と調書読むの飽きてきたとか、眠くなったとかということでも結構ですし、証人尋問で質問の意味が分からないとかというようなことでもいいし、逆に、話を聞いていてよく分かったということでもいいですけど、そういうことがもしあれば。どうぞ4番の方。

経験者4：逆に、もう少し長時間になっても良かったのかなというのも思っただんですね。すごく休憩とかが、すごく挟む時間が長かったものですから、その間に評議とかをやるときあるんですけど、社内的にやっている会議とかいろいろやっている中で見ると、非常に時間的には余裕を持って、考えさせる時間をこれだけとらせてもらっているというのが、今まで自分らが経験しているところにはない経験になったような気がします、すごく。決めることに対して、やはりいろいろな角度から見て決める、決定するということについては、この3日間というのが、もし社内とかそういったところで決めようとするれば1日ぐらいで、このようなところを、その部分しっかりと確認して時間を作ってくれて、3日間でしたけど、3日間というのを作ってもらったのかなと思ってて、そういう面では非常に良かったかなと思っています。

司会者：なるほど。一般の会社での決断をする際でも、手続と比べ、はるかに。

経験者4：はるかにというのはありましたね。それと、女性の方が結構多かったんですけど。我々のとき。1日目は全然分からずに、どうしようかと言われてたのが、2日目、3日目となるに従って、自分の今置かれている立場というのを本当に真剣に一人一人が捉えられて、事件に向き合っている姿が、不思議なぐらいそっ

ちのほうに入っていったなというのが、今回、裁判員裁判を経験して分かった。それと、やはり裁判官の方が本当に分かりやすく説明していただけるので、本当にそのあたりはすごく良かったと思うんですけど、だからそういう面では時間的なことでは非常に余裕があったということによろしいでしょうか。

司会者：どうもありがとうございます。日々、会社で厳しい仕事をされているのが分かります。では、逆にそういう別のふだん生活されている方から見て、違った御意見とかあればどうぞ。どうぞ、6番の方。

経験者6：初日は、法律用語の難しい言い回しみたいな言葉になれるのに結構疲れまして、2日目ぐらいでようやく、こういうふうな流れなんだとだんだん馴染んできて、それでお昼にお弁当を3日間いただきまして、それが量がちょっと多目ののをがつつり食べてしまいましたものですから、2日目だったと思うんですけど、ちょっと記憶が一瞬飛んだ時間帯があって、壇上にいるのに、真剣に皆さんやっているのに、かくとこうね。そういう気配を悟られてはいけないなと、これはいけないと思った瞬間がちょっとあったんですけども、そういうことは皆さんはなかったのかなと、あとで思いましたね。それと、検察の方が被告の女性の方にいろいろ質問、こうですよ、こうだったんじゃないですかみたいな感じで問いかけられて、それに女性の方が答えられるときも、声がとても小さ過ぎて、何て言っているのか聞きづらくて、そこはマイクとかはないのかなとかですね、もっと改善したほうがいいんじゃないかなとかすごく思ってたんですね。その声を聞くことに一生懸命になったので、何かそれでそのほうに気が行って、全体を見落としたような感じ

もあったので、その声が普通に。何か、ほかの証人とかほかの方はちゃんと聞こえるんですが、女性の被告の方だけは、何か小さな声で、わざとああいうふうにしゃべったのかなと一瞬思ったくらい聞き取りにくかった。通常、やっぱりああいうものなんでしょうか。

司会者：どうもありがとうございます。初めのほうの話では、食後眠くなると。本当は法廷で寝てはいけないんですが、人間ですので、内容によっては眠くなってもやむを得ない状況もあろうかと思えます。

裁判官：具体的には、どういう場面だったんでしょうか。

司会者：たぶん通貨偽造の事件。

経験者6：そうですね。

司会者：2日目だから、覚せい剤のこと。

経験者6：そうですね。朗読か何かしてたんですかね。ただ聞いていればいような時間帯で。

司会者：たぶん2日目だから論告、弁論の時間帯でしょうかね、2日目の部分だと。

経験者6：ずっと聞いてると、言葉も難しいですし、何かちょっとふっと、いけない、下から丸見えだなと思ったので、これは不謹慎だなとすごく思ったんですが、すいません。

裁判官：いえいえ、大丈夫です。

司会者：ありのままの話をさせていただいて、非常にありがとうございます。裁判官も眠くなることはあり、たまに報道の方も寝てることがありますので、これは人間ですので。絶対寝るなどとは言いませんが、寝ないほうがいいのは決まっています。もう一つ、後半の問題で、被告人の声が聞き取りにくかったというのは、これは

時々あるんです。被告人の場合もあるし、証人の場合もあって、やっぱりその人の個人の癖みたいなものがありましてですね。あと、被告人にとっては、どうしても不利なこと、言いたくないことは声が小さくなるというのも人情だろうとは思いますが。やはり、そういうことでも話が裁判官や裁判員に聞き取れなかったら、裁判になりませんので、言わなかったも同然ですので、できるだけ聞けるように工夫はしたいと思います。ただ、今使っている法廷の証言の席とマイクとの関係とかが、もっと縮められたり感度をよくしたりすることができるといいんですが、今のところ限界があるんです。ただ、この点も課題として検討しておきます。非常に貴重な意見でした。ほかに、証人尋問とか、あるいは論告、弁論等に関してございますか。

裁判官：また、思い出されたら話していただくことにして、次に進むということで。

司会者：次、行きましょうかね。次は評議になりますかね。

裁判官：ちょっとその前に、皆さんの場合は、選任手続とそれから裁判が始まるのは、続けてだったんですか。午前中、選任手続やって、午後もすぐ裁判みたいな感じだったんですか。別な日の方はおられますか。

経験者4：いや、別じゃないですよ。ぼくは一緒。

司会者：だいたい、みんな午前中。1番の方のはどうだったですかね。

経験者1：前の日の金曜日に来て。

司会者：金曜日から。

経験者1：はい。月曜日からだったと思います。

司会者：1番の方だけが違っている。他はみんな。

裁判官：他の方は皆さん、午前中に選任手続があって、午後から裁判。

経験者4：はい，そうでした。

裁判官：選任されて，すぐ午後から法廷に入ることになると，なかなか心の準備ができないとかいう御意見も，他庁の意見交換会に出たりしてたんですけど，皆さんの場合どうだったですかね。一日，二日空けると心の準備ができて良かったのに，みたいな気持ちはなかったでしょうか。

経験者5：私たちがそうだったですね。1月の8日に選任がありまして，1月の8日は金曜日ですよ，たしか。連休がありましたから，10日からスタートだったですから，割とすんなり，心の準備が連休にできておりました。

司会者：金曜日，そうですね。今の方たちは。

経験者2：私の場合もたしか，金曜日から月曜日でしたね，と思ってるんですけどね。

司会者：そうですか。

経験者2：その前に，金曜日にちょっと法廷を見学させてもらって，どういうところだったか。別に，そういうところへ座っても，別に私は動揺はなかったですけどね。

司会者：今お聞きすると，やっぱり審理が始まる日より前の日に選任されているほうが，審理に臨む際に落ちついて入って分かりやすいという。

経験者2：本を読みましたね，やっぱり資料をたくさん。

裁判官：即，午前中，午後からだったですよ。だから，その辺どうかなと思って。

経験者3：初めての経験だったので，流れに乗ってというか，はい，決まりました，で，もう一回宣誓文書みたいなのを読んで，すぐ裁判所の見学が何かを先にさせていただく中で，何となく気持ちが

落ちついてくるというか、最初どうなるんだろうという不安があったんですけど、すぐその会場に行って審議しましょうとか、何かしましょうというふうな、環境に慣れさせていただく配慮だったと思うんですけど、一応会場を、今度自分が実際入る場所、こういうところというのを見せていただけだったので、その分は良かったのかな。それと、帰って、どうしよう、どうしようって、例えば金曜日だったら反対に、月曜日からどうしようという土日悩むよりも勢いのままいったほうが良かったのかなとも感じました。

裁判官：なるほど、ありがとうございました。

経験者2：みんな未経験者ですからね。だから、その辺安心しました。

裁判官：ありがとうございます。

司会者：それから、さっき6番の方が言われてた、ちょっと言葉が分かりにくいということですかね。

経験者6：そうですね。資料を見たときに、法律の特有の言い回しみたいなのがあって、文章がまず長いのと、直接じゃなくて、何とかであるからに何とかにおいて、みたいなですね。何か難しい言葉がどんどん出てきて、それは多分、こういうことを言っているんだろうなみたいな。普段、自分たちが使わないような言葉、文章が多かったので、最初はその意味を理解しながら読んでいくだけで疲れましたね。

司会者：今の言われている方の内容、よく分かります。というのは、検察官、弁護士、あるいは裁判官も審理の中身に入ってくると、できるだけ普通の言葉に直して、だれでも理解できるような言葉で言おうと努力しているんですが、実は検察官、起訴状なんです、問題は。起訴状には、昔ながらの用語で書かれてあって、



通貨偽造なんでしょう，分からないのは，言葉が。しかも，内容的には1万円札や千円札をカラーコピーしてということなんだけど，それを非常に難しい言い方で書かれてあるということなんですよね。それは分かります。検察官から何かコメントございますか。

検 察 官：貴重な御意見だと思imasuので，私自身もやっぱり読んでて，伝わるかということは当然，起訴状を書く場合には考えなければいけないと思imasu。ただ，被告人の刑事責任という場面でもあるので，厳密なところを明らかにするという趣旨もあるものですから，今の御意見はぜひ参考にさせていただきたいと思imasu。

司 会 者：どうもありがとうございました。選任等，審理の開始等の間隔の問題も出ました。そのほかに選任関係で何かありますか。例えば，選任は別室のコンピューター操作して，プログラムは最高裁にあるものを使って選任していることについて，何か御感想ありますか。

経験者4：あのときに半分の方が選ばれるんですけど，本当，今日やりたいなと言って来られてそうな方がいらっしゃって，その方が選ばれないで帰っていくのを見てると，つらいだろうなって。逆に，そっちを思うことがありましたです。良いんでもあれ，悪いんでもあれ，そういうふうに使われて，望んで来られているときに，もう一度その段階で選出されていくというのは，そういう面というのは改善されないのかなと思うくらいもあったんですね。

司 会 者：裁判員制度が，基本が抽せんですので，抽せんになるとどうなるか本当分からないと。むしろ，希望者優先のような制度はとれ

ないかということですね。

経験者4：というか、あのときにそういうふうになんか感じたんですね。

司会者：分かりました。

経験者1：何か、面接みたいのがあったんですね。

司会者：質問手続ですね。

経験者1：質問ですね。一人ずつあって、私、何か、やってもいいなと思ってた顔してたのかしら、一番先に名前呼ばれて。

司会者：それは、たぶん一番最初に裁判所に来られているので。

経験者1：そうか。

経験者2：あの面接は別に選考には問題ないんでしょう。

司会者：質問手続は、一応来られたんだけど、今日都合が悪くて出られないということを基本的に言ってもらおう。あるいは、事件の内容を見て、これは被告人知り合いだよというようなことになったら、その人は外すというための質問手続なんですね。被告人、被害者と知り合い等でないか、あるいは自分の仕事とか病気とかで出られないだとか、それぐらいを聞いています。

### 3 評議

司会者：じゃあ、次のところ。評議のことで、評議の内容については、なかなか言えないと思いますが、評議のやり方ですね。皆さんが十分な意見言えたかとか、あるいは評議の際に、審理の結果についてメモ見たり、あるいは何か出た証拠を見返したりしているだろうかとか、そういうことについて疑問点があるようなので、そのことについてどうでしょうか。

裁判官：評議の感想みたいなところがいいですね。

司会者：先ほど、評議にたっぷり時間かけてやっておられたという意見も

ありましたし。どうぞ。

経験者3：私はちょうど、平島裁判官が担当の事件のときに、やっぱり発言するとなるとなかなか皆さんの口が重たく、何を言っているのかなという中で、ホワイトボードに、要するにみんな、自分で紙に書いて出してくださいねって、それを同じような内容をグルーピングしてまとめていくというやり方だったので、皆様が一生懸命何か書かれてたので。

裁判官：付せんにですね。

経験者3：はい。付せんのほうに。発表形式ではなくて、紙に書いて、付せんに書いて、それを同じような内容を平島裁判官さんがグルーピングしてくださって、例えばこういうことですねというやり方をとってくださったので、みんな書くことに関しては余り抵抗なくできたので、いろんな意見が出てきたというのは良かったんじゃないかなと感じました。

司会者：評議については、本当に裁判体によっていろいろ違いがあるし、実は裁判官でも、よそのやり方が見えないから分からないんですけど、どうぞ、どんなふうにお感じになったか。

経験者2：過去の同じような事件のデータをちゃんと教えてくださいましたですよ。こういう判決がどうなんだと。ああいうので非常に参考になりました。

司会者：量刑データは参考になったという。

経験者2：はい。まるっきりそういうのがないと、私らには何年とかそういうのって判断はちょっとできんですよね。

司会者：はい、どうもありがとうございます。こちら、5番の方、何か言いかけたんじゃないですか。

経験者5：今、地方行政で、役をしておるものですから、どうしても意見を

出すというのは、そういうやり方が一番よろしいようですね。  
だから、集約するのも、そういう集約をやったから、この前  
非常に勉強になりました。

司会者：付せんで同じような話出て。

経験者5：そう、そう、そうです。

司会者：そろえていくところ。

経験者5：そうです、そうです。逆に、分からないときは、この書いた人を  
ちょっと名前で聞いて、そういうのを分析すると、非常に良  
かったと思いました。早速、運用しました。

司会者：どうもありがとうございます。裁判員の評議のやり方をほかで御  
利用していただいて。

経験者5：非常によろございました。

司会者：1番の方、何かありますか。

経験者1：2番の方がおっしゃったように、今まで過去の事例をざっと出し  
てくださって、この事件ぐらいには、こんな例で出してくだ  
さって、本当に判断の基準になって良かったなと思っていまし  
た、思いました。何もないと、普通の何年とか懲役とか、何年  
とか、判断の基準ができないんですね。

経験者5：全く同じ意見です、我々も。今おっしゃったとおりですね。

司会者：今、2番の方、5番の方が言われたのは、やっぱり量刑につい  
ての資料があったから、それで割と意見が、こう、突飛なものは  
出てこなかったなというお考えですかね。

経験者5：意外に皆さんたちは、我々裁判員だって1票を持っているとい  
うのは、そんなのが生かされるというのは初めて分かりました。早  
速、知事に言いましたよ。裁判員制度はこういうすばらしいの  
があって、分かっちゃうかって言いました。

司会者：ありがとうございます。どうぞ弁護士さん。

弁護士：感想で結構なんですけれども、評議をするには量刑をどうするかということについては、皆さんいろいろ御感想をおっしゃっていただいたんですけれども、どの事件についても検察官、当然ですが、検察官の求刑、つまりこのぐらいの刑が相当だという意見を言って、弁護人も、全ての事件について、このぐらいの刑が被告人には相当ですと。当然、検察官が求刑しているよりは軽い刑が相当だという指摘をしている。ちょっと1番の方の事件は違うかもしれないですけど、そういう主張が論告及び弁論でなされていたと思います。量刑を評議するに当たって、そういった検察官の求刑であるとか弁護人の刑に関する意見、それについて量刑の評議をされていく中で、検察官・弁護人のそういう刑に関する意見について、どういう感想を持たれたか。例えば、この弁護人の刑の意見は余りにも軽過ぎるんじゃないかとか、感想としてどうお感じになったかとかいうのがもしあれば、お話しいただければと思います。

司会者：検察官は、必ず求刑意見を言っていますが、弁護人は、特に言っていないのもあるし、特に無罪を争っているのは何も言っていないし、量刑について言ってる場合でも、できるだけ軽くみたいなものもないわけじゃないんで、その辺具体的にどうなったか、今はもう思い出せないんですが、何か思い出せる範囲でいかがですか。

裁判官：いろいろあって、何年の刑にするかというところが中心になってくる事件と、刑務所に入れるのか執行猶予にするのかが問題になる事件で、少し違うのかもしれないなという感じはするんですけどね。それも含めて、皆さんの感想とかお伺いしたらいか

がでしょうか。

司会者：4番の方，何か。

経験者4：事案としては，強姦致傷だったんですけど，情状酌量の分はどのあたりがあるかとかいうところを，各裁判員の方が付せんに書いて，いろいろ書かれますよね，その内容と，後はやっぱり罪の重さというところの部分を皆さん，しんしゃくしながらやっていて。

裁判官：そのあたり，弁護士の意見とか検察官の意見は，どの程度参考に。

経験者4：検察官と両方はそうですね。

司会者：これ，検察官，求刑は何年ですか。

経験者4：7年だったかな。

司会者：7年だったですかね。弁護人は，執行猶予にしてくれと言ってきたんですね。

経験者4：はい。

司会者：かなりひどい事件だったんですけどね，強姦致傷で。弁護人は執行猶予にしてくれと言って，判決は実刑判決になりましたね。

経験者4：そう，実刑ですね。どう言ったらいいんでしょうかね，これは。

司会者：そこで言ってもらいたいのは，検察官の求刑意見，それから弁護人が執行猶予にしてくれと言った理由，あるいは，裁判所がお見せした量刑資料，どれが一番影響を与えたかなと。

経験者4：そういうことですか。僕としては，検察官の出された求刑に対して，どれだけのところの部分が減らすことができるのかな。それは，判例をもとに流してもらっているんで，その判例を一つの基準として考えて，この情状酌量の部分はこれぐらいのところ値するのかなというところの，検察官の求刑から，逆に言えば減らしていこうという，私の感覚としてはそうですね。検

察官の方の部分が、一つの基準になってたような気がしますけど、僕としては。

司会者：ありがとうございます。

経験者1：でも、何か今の私の事件とは違って、4番の方の事件は強姦、何か性的なことも扱って。

司会者：性犯罪です、はい。

経験者1：だから、そういうところが、裁判員裁判がたくさん人数の、今まで3人でやってたのが6人、9人でやるようになったわけでしょう。3人でなくて9人で意見を出して埋めることができるということで、この裁判員裁判の意義があるように、本当に分かりましたですね。私は、こういうことが裁判員裁判の初めのもとになったのかなと思いましたですね。

司会者：どうもありがとうございます。1番の方は否認事件だったんで、弁護人は求刑意見言わずに、たぶん、無罪だと言うだけだったんですね。

経験者1：はい。

司会者：検察官の求刑と過去の類似のデータとで、たぶん、だいたいのみなさん意見を出したと。

経験者6：どっちかと言うと、通貨偽造行使と覚せい剤の事件で、男女一人ずついるわけなんですけど、最初、検察の求刑を見たら、実刑で5年と4年だったかな、それで弁護側は、執行猶予ということだったと思うんですけど、過去の事例では、大体初犯は覚せい剤の場合は執行猶予がつくよと。覚せい剤よりも通貨偽造のほうが罪は重いんですよということだったと思うんですけども。

司会者：法定刑、法律で決めた刑は、通貨偽造が本当に重いですよと。

経験者6：ですね。検察の求刑を見たときには、すごい重いなと、私単純に

思ったんですね，判決が出たときに。もしかしたらこの検察官は，何か特別な意図があって，重めに求刑をしているのかなと，一瞬思ったんですけど。それで，何か例えば執行猶予が多分つくであろうけれども，一応，実刑にこれぐらいにしておいたら，ちょうどなるかなと，そういう感じで考えたりするのかなとか，一般人的な考え方ですけど，そういうふうに思ったんですね。

司会者：検察官の求刑が重いのは，こういうことかなと考えたと。

経験者6：そうです，はい。

裁判官：論告に書いてある内容を見て，最終的に何年という数字が出てきますけど，聞いてると，ああ，そういうことだと何年になるんだなというのが分かるような内容だったかどうかということなんですけど，今のお話だと，論告で書いてある内容を聞いていても，何年なのかはよく分からなかったと。最終的に5年という数字は出てきたんだけど，なぜ5年になるのかという理由が十分に書かれてなかったということになるんでしょうね。

経験者6：たぶん，通貨偽造と覚せい剤，両方だったので，5年なのかなとか思ったんですけど。

司会者：単純に，足したらそんなふうになるのかなと思った。

裁判官：でも，そういうふうには書いてないですよ，論告に。

司会者：量刑資料は，通貨偽造で若干の併合罪はこのぐらいになっていると，お見せしたのは。かなり検察官の求刑より，過去の量刑資料，軽いんですよ。で，そう思われたんかなと。

裁判官：私，よく評議をやっていて，論告だと，検察が求刑何年と言った場合に，評議室へ戻って，どうしてこういう何年となるんですかと，検察がどうして求刑何年で決まっているんですかって聞かれて，それは本当は論告に書いてあるはずなんですけどと言



うんですけど、論告には、被告人はこういうこと、悪いことしましたということしか書いてないんで、じゃあそれが何年になるんですかって、そこのところは結局、なかなか書き切れてないというか、検察官も今までの事例を参考にそうやってやっているからなんでしょうけど、本当はそこのところを裁判員の人も知れば、もっと評議がやりやすいのかなという感じもするものですから、皆さん、そこを埋めるのが、やっぱり過去の事例となるんですかね。

経験者2：我々、素人は、過去の事例がないと絶対判断できませんから。

司会者：やっぱり、量刑資料は不可欠だと、こういうことでしょうか。

裁判官：それだけで決まるわけじゃないけれど、何か手がかりがないということなんでしょうかね。

#### 4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：話もいろいろあるかと思いますが、時間の関係もあるので、今後、裁判員になられる方へのメッセージみたいなものがあれば、言っていただければと思います。これは順番にやっていきましょうか。

経験者1：本当に、話が来れば、引き受けられたらいいなと思います。やっぱり、なかなか逆に考えれば、いろんな事件の話を聞いて、身近にその事件に接することが少ない生活を送っている私たちが、そういうことに関係してくると、普通に生活していることの大切さというのが分かる気がするんですよね。放火事件も、ちょっとした怨恨というんですかね、そういうのなんかで恋愛、浮気のもつれで放火事件までなっているから、本当に普通に暮らしていることの大切さとか、そういうのがかえって分かるような気がします。

司会者：どうもありがとうございました。2番の方。

経験者2：私も、裁判員に推薦されたら、ぜひなるべきだと思います。別に難しい知識も何も要らないし、とにかく普通の常識さえあればできると思います。それと、強制わいせつ致傷罪だったんですけど、被告人は数年の間に同じことを何回も、悪いやつは繰り返しておるんだなと、そういうことも分かったし、また、法廷の中、テレビしか見たことなかったのが、実際にこんな同じようにちゃんとできておるんだなと、そういう印象でした。

司会者：どうもありがとうございます。どうぞ、3番の方。

経験者3：私も全く1番の方と同じ意見で、本当、みんなそれぞれ家とかマンションとかで普通に暮らしていると思っているところが、やっぱり中入ってみると、いろんな家庭事情があったりとか、いろんな問題を抱えている方たちがいらっしゃるということで、本当にまず自分自身が幸せに暮らせている、普通であるということがいかに難しいかということを感じましたし、あと、やっぱりこういうのが来ると、まず正直なところ、何て言って断ろうという気持ちが正直なところで、断る理由を、引き受ける理由じゃなくて、断る理由を探したくなりましたし、できたら当たらないで帰りたいなと思ったのが正直なところでした。ただ、やってみると、やっぱり本当に自分の視野がいろんな面で広がるなという、自分の限られた環境の中とは一味違ったところで、いろんな方たちの意見を聞けるということも、一つ自分自身の成長にもなれるのかなと思いましたので、今後、当たられた方は尻込みせずに、経験されると良いかなと思いました。

司会者：どうもありがとうございます。

経験者4：僕も、皆さんと御意見一緒に、やはり最初とつきにくいことだ

と思うんですけど，やっぱり裁判員として自分がやった経験を広く一般の方に，もっともっと公表して，やはりこういった裁判員に出るとというのが非常に自分にとってのプラスになる面とか，経験というのを，大きな広がりもできると思うので，ぜひ参加していただきたいなというのを，今回裁判員になって一番感じたことですね。それと，一方的な考えだけじゃなくて，多方面の考え方を持ってやっていかないと，一つのものというのは，事実の一つとして，結果としてはそうだけれども，いろいろな多方面のところを見ない限りは，なかなか見えてこないなというのが，正直言って今回の裁判というのに接して分かったことでした。

司会者：どうもありがとうございます。5番の方。

経験者5：私の感想ですけども，初日，これは裏の話になるかも分かりませんが，裁判入廷する前にちょっと控室が，入り口の前，ちょっと控室の左側に電話がありました。入廷する前に必ず裁判長さんが電話されます。「被告人の施錠を解錠願います」ということを言われて，オーケーの電話があって，法廷のドアを開くんですが，それまでは被告人は施錠されておるんだなというのが初めて分かりました。大体想像しながらですよ。施錠された姿は見らずなんです。そういう神聖な場に我々が参加できるということも，気が締まりますけども，一番大事なことは，結論的に申しますと，評議会がありますと，我々パートナーは女性が多かったですよ，女性の意見が物すごく活発なんですね，びっくりしました。むしろ，男性の3人のほうが弱くなりました。女性は，ぼんぼん出ますから，実際，子育ての話だったら，出ますと盛り上がりますね。非常に良い裁判員制度導入だったと

思っ、ぜひ喜んで参加していただきたいというのが、この日の結論でございます。よろしくお願ひします。

司会者：どうもありがとうございます。では、6番の方。

経験者6：参加することができて、まず本当に良かったなと思ひますし、事件の裏には、やっぱり事件を起こした人、被害に遭った人、それぞれどうしてそういう状況でこういうふうになってしまったのかと、やっぱりそういうところまでニュースとかを見ていても考えるようになってきて、やっぱり物の見方というの、ちょっと大きな感じ、外から見るような感じのところも必要だなと思っ、ます。なので、ぜひ抽せん、に当たった方は、積極的に参加していただくよう、にお勧めしたいと思ひますし、また、制度のほうももっと、私たち全然法律に關係してないような者でも、身近に参加できるんだよというふうな意識が出てくるような形で今後進めていかれたら良いんじゃないかなと思ひました。

司会者：御提言までしていただき、どうもありがとうございます。それで、皆様、今後、裁判員に選ばれる方については、当たった以上、積極的に参加していただきたいと、こういう御意見だったと思ひます。さらに、参加するに際して、こんなところを心掛けたら良いとか、何か準備したら良いとか、もしあればおっしゃっていただければと思ひますが。その点は特にないでしょうか。とにかく、当たれば参加していただければと、こういうことのように、非常にありがたい御意見です。それでは、ちょっとここで休憩いたします。

(休憩)

## 第2 質疑応答

司会者：まず，代表質問からということですね。どうぞ

N H K：まず代表でNHKから質問させていただきます。皆さん，意見交換会を今終わられたんですけれども，率直な感想を1人ずつお願いします。

司会者：率直な感想って，どういうことですか。

N H K：意見交換会についての。

司会者：これについての感想ということですね。どうぞ，どうぞ。

経験者4：ほっとしました。それと，そのときの裁判員のときの気持ちというのに少しなって，今一緒に，全然関係なかったんですけど，一緒にその席でいて，こういった裁判を自分が感じ取ったところが同じように共鳴できる場所があって，非常に有意義な会に今回参加できたなというのが，今，率直な気持ちです。

司会者：はい，どうもありがとうございました。ほかの方でもどうぞ。

経験者1：はがきが来たら，やっぱりやってくださいという話をしたいと思ってここに来ましたので，その気持ちは話すことができましたので。

司会者：どうもありがとうございます。6番の方。

経験者6：参加して，それで7月に参加したんですが，それで終わりました。多分，普通の方はそれが終わって，それでだんだん忘れていくんでしょうけども，こういう機会に参加できたことで，自分の中では裁判員裁判制度に参加したということについて，総まとめみたいなことができたかなと。やっぱり，お話ししてて，自分はこう思うんですよという，そうですね。共感する部分があって，やっぱり参加して良かったなと，また重ねて思うと。

なので、やはりちょっと先ほど、中で言ったと思うんですが、参加した人がまたこういう感じの会を持って、その後、何か話をするということも、あったほうが良いのかもしれないなと思いました。

司会者：今後も意見交換会を開催したほうが良いということで。

経験者6：それはあったほうが良いと思います。

司会者：他に、今日出るに当たって、何か緊張したとか、そういうような御意見はありますか。

経験者3：私が一番、強かったと思うので、意見交換会と確かに案内状には書いてあって、多分この裁判员裁判の経験者の方が多数おいでになられて、皆様がどんな思いでこの経験をされたのかなというのを聞く機会だろうなと思って来たので、そのエレベーターを降りたところで尻込みしてしまって、今日6人ですと聞いてこの会場を見たときに、わあ、間違っただけでした。正直、来るところを間違っただけでしたけども、やっぱり皆さんが率直な御意見を飾らずにお話ししてくださったので、引っ込まずにお話できたのかなという点では、良かったのかな。ただ、できればもうちょっとラフな形のほうが気楽に参加できたかなという気はいたしました。

司会者：ラフなというのは、具体的にどんなことなんでしょうか。

経験者3：裁判员を経験していたときのようなこの空気の中で、しかもギャラリーの方が多数おいでになるというところでは、本当に2時間近く、多分これを終わったらみんなどっと疲れが出そうな感じなので、もうちょっとフランクにお話ができるようなのが良いのかなと。それこそ、こういう形式じゃなくて、人数ももうちょっと頭数がいて、会場もこういう堅い雰囲気のところより

は、何かもっとくつろげるようなところが良かったのかなと。裁判所に行くということで、私仕事しているので、お休みいただくのに、一応ちょっと裁判所に行ってきますと言ったら、「交通事故の何か後始末？」みたいな感じで言われたので、もうちょっと何か気軽に和やかな空気の中でできる会場とかをしていただけると、気楽に参加できたかなと感じました。

司会者：ありがとうございます。ただ、くつろげる場って、裁判所なかなかないんです。ほかの方、ありますか。2番の方、どうぞ。

経験者2：私は、裁判員経験者の意見交換会だから、数十人、同窓会じゃないけど、そういう感覚で集まるのかなと思ったんですよ。こういうふうにマスコミの方もおるし、傍聴者の方もおるし、そういうことなら、ちょっと気構えて来るんだったなと思ったんですけどね。これは、初めての裁判員経験者だから、これだけのマスコミの方が来てるんだろうとは思いますがね。次回からは、気楽にできるように、ぜひ設定してください。

司会者：ありがとうございます。こういうので気楽にできるようにということと、それから、こういう一般の人が見る、一般というか報道関係者の方が見るんじゃないかと、単に裁判員経験者の同窓会みたいなものを。

経験者2：もちろん、裁判官の方が一緒に参加して。

司会者：なるほど。ありがとうございます。ほかにありますか。どうぞ、5番の方。

経験者5：私は、そのちょうど中間みたいな意見持ってますが、報道の方もやっぱり生の姿を報告していただくことも大事だろうということで、きょうはかなりいろいろ生臭い話も出たと思いますので、良かったんじゃないかという実感でございます。

司会者：ありますか。次の質問。

N H K：ありがとうございました。今、いろいろと意見を出していただいて、裁判員裁判について、結構前向きな意見も出てたと思うんですけども、やはり今後のために改善点というのをもう少し、ここで経験されたならではの人たちに聞きたいなと思ってますので、改善点をまたあれば何か聞かせてください。

司会者：裁判員裁判のやり方の改善点ですか。

N H K：裁判員裁判についてです。

経験者4：若干、先ほどお話が出てましたよね。

司会者：出てましたが、さらに何かあれば。例えば、報道関係者の方から、こんなところを問題にしているとかありますか。

N H K：私として気にかかる点としては、実際に被害者の方が話されてる姿とかを目にして、どうしても感情的にそういうところを捉えてしまうんじゃないかと考えてしまうんですけども、そういうことを客観的に見るために、何かもっとこういうふうに制度を変えてほしいとか、自分としてはこういうところを気をつけたというところもあろうかと思うんですけども、被害者と実際に生で接する立場として、裁判を客観的に進めるときに、こういうところをもっと良くしてほしいというところがないかなと考えてるんですが。

司会者：今言ったような点で何か気づくようなことがあれば、お聞かせください。

経験者4：それは、今の我々の意見交換会の中でも出てたと思うんですけど、時間的なこととかもそうですし、しっかりと時間をとっていただいてたし、あと、裁判官の方が我々の意見を非常に吸い上げてくれるような、いろんなそのようなシチュエーションを作っ



てくれてましたので、別に裁判員をして、皆さんの意見も一緒だと思うんですけど、経験して良かったというところが、一番の答えになっているんじゃないかなとは僕思うんですけど。

司会者：被害者を目の前にして、それに引きずられるような心配は、特になかったということでしょうか。

経験者4：最初は、そういうふうな気持ちにもなっていたんですけど、いろんな評議をする段階において、例えば被告人のやっていることの重さと、あと情状酌量のところとか、いろいろな総合的な判断を引き出すようなことを裁判官の方がやっていただいたので、そこについては自分なりの意見も出せて、自分なりの評決も出せたというところは、私自身はそういうふうに思えたので、そのあたりについての改善点というのは、感じなかったです。

司会者：はい、どうぞ。

経験者2：被害者の気持ちになるというのは、当たり前なんです。それにならんと、我々裁判員になった意味がないと思うんです。

司会者：むしろ、裁判員が被害者の気持ちをよく酌み上げて意見を述べることに意義があるんじゃないかということのようです。ほかに、今の質問の点、改善点について何かありますか。なければ、次の質問。

N H K：幹事社からは以上なので、各社行かせてもらいます。

毎日新聞：毎日新聞の高橋と申します。きょうは、貴重な御意見ありがとうございました。私は、大きく分けて二つお伺いしたいんですけども、一つは、裁判員経験者の皆様にお伺いしたいんですが、きょうのディスカッションの中でも守秘義務というお話がちょこちょこ出てきましたけれども、裁判員を経験されて、その後日常生活に戻って生活をしていく中で、この守秘義務というも

のを課されたことが、何か生活する上で重荷になっている部分というのがあるのかないのか、なければならぬ結構なんです、あったとすれば、どういう場面でそんなことを感じたのかというのを伺いたいです。それからもう一つは、裁判員以外の方、せっかくいらっしゃるので、裁判官の方々、それから検察官、弁護士の先生方にも、この3年半ぐらいの裁判員制度についての率直な意見をお聞かせいただければと思います、そういったことは可能でしょうか。

司会者：時間があれば、裁判官も答えます。

毎日新聞：お願いします。

司会者：では、まず守秘義務に関して、裁判員経験者の方で何か御意見ありますか。

経験者4：言っていたのは公開裁判なので、公開裁判の中で言われていることというのは、守秘義務には当たらないということがありますので、それぐらいのところは言えるということがあれば、我々、最初的时候は守秘義務だから、そういったことを全て言ったらだめだという気持ちがすごくあったんですけど、やはりそのあたりが分かったことで、これは言って良いことと悪いことというのが、ある程度判断はできるような感じになったので、あまり守秘義務に対しての重荷というのは感じてはいません。

経験者1：私も、4番の方と同じ意見です。入る前はそう考えていましたが、傍聴人の方もいらっしゃるし、公開裁判ということで、出すべき資料はちゃんと出していた。その中で話は全てして行って、言われていましたので、特に感じませんでしたね。言ってはいけないことというお話と、これを話しても良いという話も、線

ははっきりおっしゃっていただいていたので、特に不具合は感じていませんでした。

司会者：1番の方は、一応、裁判官、その他係の者から言って良いことと、守秘義務の範囲になることとは説明があったから、その後、特に差し支えはなかったと、こういうことですね。

経験者1：はい、そうです。

司会者：どうぞ、6番の方。

経験者6：私は、参加する前は、言っちゃいけないよというイメージがあって、それと自分が候補者になりましたということを前の日に仕事の関係者の方に伝えたときにも、一体どの人まで伝えていいのかなとちょっと思ったりもして、でも、実際参加してみると、評議の内容についてはだめですけども、公開されていることについては構いませんとおっしゃっていただいたので、そうなんだと。じゃあ、終わった後はどうなのかなと。ふと思ったのが、執行猶予が終わって、まあ終わらなくてもいいのか。執行猶予でもいいんですけど、実際に被告の方とどこか近所のコンビニとかでばったり会ってしまったりしたとき、特にリアクションしなくてもいいと思うんですが、自分自身が。向こうはわからなくても、自分自身が、たしかあの人だと意識しちゃう。そういう場面があるのかなみたいなのもちょっと思いましたけども。ただ、守秘義務がどこまでかとかいうのもちょっと曖昧なこともあるので、だったら何も言わなければいいやと、そういう感じで受けとめますので、時間がたつと忘れていきますし、だから多分、今後何か思い出すようなときというのは、被告の名前をどこかで見たとか、何かそういう顔を見たとか、そういうときに、あのときみたいな、そういうことがちょっとある

かなとか思いますけども、参加しているうちに、守秘義務についての、どこまでというのは何となく理解できたかなと思いました。

司会者：どうもありがとうございます。だから、問題は、参加するまでの手続で説明に書いてある言葉を読んだら、ちょっとどこまで自分が裁判員になったとか言って良いのかどうか分からないところで、少し不安があったと。ところが、参加してみると、裁判官などから説明受けて範囲は分かったと。若干あいまいなところについて、少し気になるところはあるけれども、それほど大きな精神的負担とまでは言えないと理解してよろしいでしょうか。

経験者6：はい、そうです。

司会者：どうもありがとうございます。ほかの方は、守秘義務関係で何か。

経験者5：新聞、テレビ等で周知されることは、常識で分かるんですから、それ以外で守秘義務で苦労したことは全くありません。

司会者：はい、どうもありがとうございます。時間の関係もあるので、さらに別の質問。報道機関の方があればどうぞ。なければ、裁判官は、裁判員に対してどういうふうに思ってるかということなんですが、やはり、やってみると、それなりに裁判官にとって負担も大きい面もあるけれども、やっぱりいろんな意見が聞けて、裁判の結論に何か深みが出るとも思ってますし、これ一言で言えば、そう簡単じゃないんですけれども、好意的に捉えます。検察官、弁護士からございましたら。

弁護士：じゃあ、弁護士から。裁判員制度については、施行後3年で一定の見直しをするということで、今、法改正の検討がなされているところで、裁判員制度についてどうすべきかという点につい

では、弁護士会でもいろいろ意見があるところですし、私も個人的にはいろいろ申し上げたいことはあるんですが、そこでそれを申し上げると時間がないので、それは省略させていただくとして、とりあえず今日の意見交換会を経て、どういう感想を持ったかという点について申し上げさせていただきますと、皆さん、非常に真摯に裁判員裁判に臨んでおられたということが、御意見をお聞きして、非常によく伝わってまいりました。そのこと自体は、弁護士、法曹の一員として非常にうれしく思っております。そういう中で、今後、裁判員裁判という制度そのものはずっと続くということになると思いますので、そういう中でやはりいま一度、襟を正して気を引き締めて頑張っていかないといけないと思いました。以上でございます。

検 察 官：私も小倉支部でという御趣旨なんですかね。そういうわけじゃない。

毎日新聞：いや、今の3年間を振り返ってということ。

検 察 官：3年間の裁判員裁判制度を、すべてを当然、見ているわけではないし、経験も少ないので、今日の感想ということで良いですかね。

毎日新聞：それしかないのであれば。

検 察 官：今日、このような機会を小倉支部で持ったのが初めてだということで、このような場に同席させていただいて、貴重な御意見を伺うことができ、とても参考になりました。私たちの一挙手一投足というのに裁判員の方々がとても注目してくださっているということもよく分かりましたし、日ごろから自戒と責任というのは常に持っているつもりですけれども、これ以上に今後も参考にさせていただけるところを取り入れて頑張っていきた

いなと思っております。

裁判官：前任庁からいくと、もう大分かなりの件数をやったことになると思うんですけど、やっぱりそれまでは私自身も一つ一つの事件を一生懸命記録を読んで、本当に必死な思いで判決を書いて言い渡しをしていたんで、それまでの裁判が自分間違っていたと思わないんですけれども、今でも一番最初にやった裁判員裁判の判決の後の気持ちというのは忘れられないんです。本当に一般の方と一緒にいろんなことを、いろんなことを議論して判決をしたときの充実感というか、本当にバランスの良い判決ができたかなというのをものすごく感動した思い出があって、今まで裁判官だけでやってきたときよりも、はるかにいろいろなことを議論して、同じ結論だったとしても議論した深みはかなり違ったような気持ちがあって、それは今も変わりません。やはり9人そろると、たくさんの方がいろんな考え方の人がいるので、そういう人たちの意見を聞いて、自分の意見も出しながらお互いに議論するということで、やっぱり被告人も非常に納得する結論が出ているような気もしますし、非常に素晴らしい制度ではないかなと今も思っております。ただ、その素晴らしいところを出すためには、法廷の審理のあり方については、まだまだ改善するところがたくさんありますし、今のところよく言われているように、起訴されてから裁判が始まるまでの時間が少しかかり過ぎてるんじゃないかということも改善していかなければいけないというところは思っているところです。以上です。

司会者：どうもありがとうございました。一応、時間になりましたが、あと一問ぐらいは報道関係の方からの質問あれば、どうぞ。もし

なければ，これで終わりますが，よろしいでしょうか。それでは，終わります。どうもありがとうございました。